

平成28年

寒河江市農業委員会第11回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第 1 1 回総会

日 時 平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日 (金) 午前 9 時 0 0 分

会 場 寒河江市立図書館 会議室

出席委員

1 番 加 藤 友 康	2 番 菊 地 ひとみ	3 番 土 田 彦 雄
4 番 猪 倉 通 文	6 番 影 沢 政 俊	7 番 土 屋 喜久夫
8 番 菊 地 弘 美	9 番 石 山 邦 一	1 0 番 大 泉 邦 彦
1 1 番 眞 木 早百合	1 2 番 相 原 稔	1 3 番 小 野 義 和
1 4 番 佐 藤 義 広	1 5 番 奥 山 眞 治	1 6 番 菅 井 孝 一
1 7 番 鈴 木 久 一	1 8 番 柏 倉 吉 美	1 9 番 渡 辺 宏
2 0 番 木 村 三 紀		

欠席委員

5 番 黒 田 祐 一

事務局

事 務 局 長 原 田 眞 司	局 長 補 佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 佐 藤 陽 一	総 務 係 長 高 子 英 晴
農 地 係 長 村 上 千 尋	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

報告事項

- (1) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第 5 0 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- (2) 議第 5 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第 5 2 号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第 5 3 号 農用地利用集積計画書の審議について

ついて」

(2) 議第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第52号「非農地証明願の審議について」

(4) 議第53号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第50号から議第53号まで一括上程いたします。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理者、よろしく申し上げます。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。19番、渡辺です。

去る11月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件2件を実施し、審査いたしました。

議第52号「非農地証明願の審議について」、順位12番、寒河江地区の案件であります。現地は渋谷会館の隣で、昭和56年に転用の許可を受けた場所であります。現在はプレハブの倉庫が1棟建っており、非農地と判断できる場所でした。

続いて、順位13番、南部地区の案件であります。こちらも昭和45年に転用の許可を受けており、現在は1階が貸し店舗、2階がアパートとなっております。どちらも非農地と判断できる場所でありました。

その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたします。事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

どうもご苦労さまです。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時45分までといたします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前

9時12分

再開 午前

9時37分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第50号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋喜久夫委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

7番、土屋です。よろしくをお願いします。

「農地法第3条の規定による許可処分について」、6ページをお開きください。

(議案書順位44番朗読)

この案件を、13日の日、黒田委員と現地を調査してまいりました。島地区で高屋地区の集落のすぐ西側に隣接する農地で、申請どおりこれからも農業をやっていくと、そこで耕作していくということですから、何ら問題ないということで、地区審査でも異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました

次に、西根・三泉地区、土田彦雄委員、お願いします。土田委員。

土田委員

3番、土田です。

(議案書順位46番朗読)

この件につきまして、11月16日、鈴木委員と現地を確認してきたところでありまして、現地は県道・天童寒河江線に面しているところでありまして、面積的には非常に少ない面積なんですけれども、今現在も野菜等栽培されておりまして、譲受人も引き続き農地として活用していくということでもありますので、何ら問題ないということを確認してきたところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、白岩地区、眞木早百合委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

11番、眞木です。

(議案書順位45番朗読)

順位45番について、11月12日に木村会長と菊地ひとみ委員と現地を確認してまいりました。場所は譲受人の家のすぐ裏にある畑になります。引き続き畑として作付することですので、周辺農地への影響はないと思われれます。また、地区審査でも異議は出ませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長）

はい、議長。順位44番から順位46番は、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第50号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第50号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

7番、土屋です。

8ページをお開きください。

(議案書順位49番朗読)

この場所は、ちょうど石山鉄工所のところの信号機を山形のほうに向かいます、三条に入る道路のすぐ東側の道路に面した家が■■■■さんの家ということで、この案件は道路もなく、その隣の東側に隣接する場所で、かえってそのほうが土地の有効利用にもなるのかなということで、13日に小野委員と現地を調査してまいりました。地区審査でも何ら異議ございませんでした。改良区の意見も可でした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地係長)

はい、議長。順位49番は、住宅用地への転用となっております。申請地は申請書の住宅に隣接しております。農地区分は都市計画区域内の用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第52号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員

土屋委員

7番、土屋です。

(議案書順位12番から13番朗読)

11月18日、事前審査会で現地を確認してまいりました。結果、両案件ともこの事由の中に書かれているようなことで、何ら問題はないのではないかということを確認してまいりました。地区審査のほうでも問題ないということで話になりました。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、事務局から補足説明があればお願いします。

(「特にありません」の声あり)

木村議長

ないようですので、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。
議第52号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第52号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第53号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

高松地区、相原 稔委員、お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。12番、相原 稔です。
議題53号「農用地利用集積計画書の審議について」、13ページをお開きください。

(議案書朗読)

借受者は認定農業者であり、地区審査においても異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長）

はい、議長。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第53号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第53号は原案のとおり決定いたしました。

これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前9時52分

平成28年11月25日

第11回総会 議長.....

議事録署名委員 12番委員.....

議事録署名委員 13番委員.....